

# ぎょうせい

## 行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

### 五所川原地区（行政相談）

▷2月10日(休) 10:00~12:00

▷2月24日(休) 10:00~12:00

市役所 1階相談室 1A

### 問い合わせ先

市民課 内線2326

### 金木地区（行政・人権合同相談）

▷2月16日(休) 10:00~12:00

金木総合支所 相談室

### 問い合わせ先

金木総合支所 内線3132

### 市浦地区（行政・人権合同相談）

▷2月8日(火) 10:00~12:00

あおりあすなるホール市浦

### 問い合わせ先

市浦総合支所 内線4011

### 法務局人権相談

▷月曜日~金曜日（祝日を除く）

8:30~17:15

五所川原支局 1階人権相談室

### 問い合わせ先

青森地方方法務局五所川原支局

Tel.34-2330

## 人権擁護啓発メッセージ

（令和2年度人権教室より/いずみ小6年生）

『最近では昔の歴史を繰り返すように人種差別があるので、世界の国で二度と人種差別が起きないように心から願いたい』

人権啓発運動や人権相談などの人権擁護活動をされている、五所川原人権擁護委員協議会五所川原部会の長内一さん、藤本敦子さん、近藤昌浩さんに、令和4年1月1日付けをもって法務大臣より再任の委嘱が発令されました。任期は3年です。

## やめよう！不法投棄！

最近、悪質な不法投棄で検挙されるケースが増えています。空き地や山中、河川敷や海岸等、本来ごみを捨ててはいけない場所にごみを捨てることは不法投棄に該当します。不法投棄を行った者は5年以下の懲役

もしくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

ごみは周辺の環境に影響を及ぼすことが無いように適切に処理、またはリサイクルしなくてはなりません。きれいな景観を守っていくために、不法投棄はやめましょう。

### 問い合わせ先

環境対策課 内線2363

## 家畜（鶏含む）飼養者の皆さんへ令和4年定期報告をしましょう

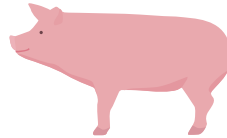
次の家畜の飼養者は忘れずに定期報告をしましょう。

### 報告対象

▷鶏（青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八鶏など含む）、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう

### ▷鳥類以外

（牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿）



報告内容…令和4年2月1日時点の頭羽数

報告様式…様式は農林水産課で配布するほか、つがる家畜保健衛生所ホームページにも掲載しています。

提出方法…3月4日(金)までに農林水産課まで郵送または持参してください。

### 問い合わせ先

西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所 Tel.42-2276

## 不動産取得税の軽減制度

### 不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

### 軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（特例適用住宅）が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、このほかにも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、お問い合わせいただくか、県ホームページ（[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/004\\_01fudousanindex\\_00.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/004_01fudousanindex_00.html)）をご覧ください。

### 問い合わせ先

西北地域県民局 県税部  
課税課 Tel.34-2111 内線214

## 市民学習情報センターの開館日が変更になります

これまで、毎週月曜日（祝日の場合は翌日）を閉館日としていましたが、施設管理方法の変更に伴い、令和4年4月より毎週月曜日は開館日となります。

年末年始や施設点検等に伴う休館日は、直接お問い合わせください。

### 問い合わせ先

市民学習情報センター  
Tel.38-5115

## 赤十字を支えるあなたの“ちから” 会員加入・活動資金にご協力を

日本赤十字社では、災害や感染症で失われるいのちを守り、その苦痛を限りなく軽減するための活動のほか、平時から地域や教育現場における防災・減災の知識・技術の普及強化、行政などと連携した地域での講習普及など、地域のレジリエンス（回復力）の強化に取り組んでいます。

こうした活動はすべて、地域の皆さんからの会費と寄付金によって支えられています。

今年も「赤十字会員増強・活動資金増収運動」がはじまります。皆さんからのあたたかいご支援を心よりお待ちしております。

### 問い合わせ先

▷日本赤十字社青森県支部総務課 員係 Tel.017-722-2011

▷日本赤十字社青森県支部五所川原市地区（福祉政策課） 内線2492

